

## 社会福祉関係の政策要望の取組み

秋田県地域福祉推進委員会では、福祉団体から寄せられた全県的に取り組むべき課題を要望項目としてまとめ、平成29年11月に、県健康福祉部長に対し要望書を提出しました。要望書提出時には、県の関係課長等と関係福祉団体との意見交換も行いました。県からは11月29日付けで要望項目に対する回答がありました。要望と回答の内容は次のとおりです。

### 地域生活支援拠点整備に向けた目標値の設定について

平成30年度からの第5期秋田県障害福祉計画には「地域生活支援拠点等の整備」の促進について目標値を盛り込み、障害者が地域で暮らし続けられるサービス提供体制の構築を着実に進めていただきたい。

#### 【県の回答】

第5期秋田県障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）においては、地域生活支援拠点等の整備について、「平成32年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一か所以上は整備する。」との目標を設定する予定です。なお、個々の市町村が単独で整備することが難しい面もあることから、市町村においては、近隣の市町村と協力・連携して体制整備に取り組むなどしていただきたいと思います。

### DV被害等困難な状況に置かれた母子の保護にかかる対応について

平成27年から28年にかけて、母子福祉協議会の会員施設にDV被害等を訴える人や関係機関から、DV被害等困難な状況に置かれた母子の保護について、女性相談所の対応に時間を要する等対応が不十分と思われるケースの情報が寄せられた。

こうしたことから、女性相談所において一時保護の基準を明確化するなど、相談しやすい環境の整備や迅速かつ柔軟な対応を要望する。

#### 【県の回答】

女性相談所は、DV被害を受けた方のいわば「駆け込み寺」であり、被害者の安全確保を最優先にし、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を図っていくことが重要と認識しております。こうした考えから、相談等を受けた場合は、相談者等の危険性を

最大限に想定して一時保護の必要性を十分に検討するとともに、関係機関ともよく話し合うように努めてきたところであり、今後もうこうした取組を徹底してまいります。

### 総合相談・生活支援拠点の整備推進について

国のモデル事業である「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の積極的活用を進めていただくとともに、市町村における総合相談・生活支援拠点の整備について今年度策定する地域福祉支援計画に盛り込むなど、県の方針として拠点整備に取り組んでいただくよう要望する。

#### 【県の回答】

今年度策定する秋田県地域福祉支援計画において、「総合的な支援に向けた体制づくり」を目指す姿の一つとする予定であり、市町村に対しては、包括的な相談体制づくりに向けて、国のモデル事業の活用を働きかけていきたいと考えております。

拠点整備については、市町村ごとに相談体制等の現状が異なっていることから、当面の目標とするところも全県一律ではなく、それぞれの状況を踏まえた上で定めていく必要があるものと認識しております。

また、地域の現状を考えると、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、まずは、人材

育成や体制整備を優先的に進める必要があることから、ハード整備については、財政的事情も踏まえ、当面、その有効性や必要性を見極める必要があるものと考えております。

今後、市町村に対する助言や国の事業の活用に向けた支援を県社協と一緒に進めていきたいと考えております。

### 地域における権利擁護体制の構築について

高齢化の進行によって、今後ますます認知症高齢者等の増加が見込まれる状況を踏まえ、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいためにも、日常生活自立支援事業と成年後見制度の一体的な利用を支援する権利擁護センターの設置をはじめ、権利擁護体制の構築に市町村が積極的に取り組むよう、県として働きかけをお願いしたい。

#### 【県の回答】

市町村の「成年後見制度利用促進計画」の策定については、今年度、国が市町村に対して説明会を開催しましたが、県としても、随時、情報提供に努めているところです。

国からは、市町村地域福祉計画に必要な事項を盛り込むことで、成年後見制度利用促進計画としての位置付けることが可能であるとの考えが示されており、日常生活自立支援事業との連携を図りながら

体制整備を進めていくよう、地域福祉支援計画の周知と併せて、市町村に働きかけていきたいと考えております。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、今後、親族等による成年後見の困難な者の増加が見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まるものと考えられます。

国の成年後見制度利用促進基本計画においても、財産管理のみならず、意思決定支援や信条保護も重視していくことや、保佐・補助及び任意後見の利用促進などが盛り込まれ、市民後見人の研修・育成などによる担い手の確保が求められていることから、引き続き、研修会の開催や情報提供等により市町村を支援してまいります。

地域における権利擁護体制の構築に向け、こうした市民後見人や法人後見人等の担い手の確保策に加え、ネットワーク形成のあり方や家庭裁判所との連携方策などについて、広域的な視点から検討してまいります。

## 福祉人材の確保について

福祉分野の人材不足は深刻化しており、就労希望者が福祉の職場を選択する環境を整えることが重要であり、働きやすくなりやすいと感じられる職場づくりが不可欠であることから、県としても福祉人材の確保・定着促進に向けて、次

のような対策を充実強化していただきたい。

1 来年度の介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定においては、職員の確保・処遇の改善等に資する水準とするよう、国への働きかけを強化すること。

2 介護サービス事業所認証評価制度への参加促進のための取組みを強化すること。また、福祉サービス事業所における働きやすい職場づくりに効果が期待される第三者評価の受審促進のための取組みを強化すること。

3 特に未経験者の福祉分野への就業促進に向け、新たな施策を実施するとともに、福祉の仕事に関する県民のイメージをアップさせるための取組みを強化すること。

## 【県の回答】

1 職員の確保・処遇の改善、報酬改定について

事業所の中には、指定基準における最低限の人員配置で運営している事業所や、職員は十分にいないものの経験不足や本人が望まないなどの理由により管理者等の役職を任せられる職員が少なくといった事業所もあり、福祉人材の確保・育成や処遇改善は重要な課題と考えております。

このため、北海道・東北7県保健福祉主管部長会議では「障害福祉サービス等従事者の処遇改善」と「介護人材の確保及び育成」について、全国知事会では「介護人材の確保」について、それぞれ国

に対し要望しているところですが、特に、今後不足が懸念される介護人材の安定的な確保を図るため、職員の処遇改善を介護報酬に適切に反映させること、また、処遇改善加算をすべての職種の介護従事者を対象とすることについて、引き続き国に要望してまいります。

2 介護サービス事業所認証評価制度、第三者評価について

本年6月から運用開始した介護サービス事業所認証評価制度については、10月末現在、66事業者から参加宣言があり、11月10日に7事業者を初回認証しています。

認証評価制度への参加を促進するため、現在、県広報紙やHP等での広報のほか、福祉人材センターに配置している「介護人材マネージャー」や、新たに事業化した「処遇改善加算導入支援センター」から、事業者に対し参加を勧奨しています。

年度末の二度目の認証に向けた宣言事業者の取組も続いており、認証事業者は着実に増加していくことが見込まれます。

県としては、こうした認証事業者を県民に積極的に広報発信し、制度の普及拡大を促進してまいります。

第三者評価の受審については、県内は全体的に低調ですが、とりわけ受審が少ない保育所の受審促進を図るため、今年度は保育所の調査者養成研修を実施したほか、保育関係者を対象に第三者評価へ

の理解を促進するための周知啓発事業を実施しました。

また、障害分野では、機会を捉えて事業所に働きかけており、平成29年3月に県内の障害福祉サービス事業所等を対象に開催した「障害者総合支援法関係説明会」においても、県内の評価機関を紹介して受審を呼びかけています。

来年度も引き続き、周知啓発事業を実施し、受審促進に努めてまいります。

3 未経験者の就業促進、福祉の仕事のイメージアップについて

今年度、新たに起ち上げた「福祉人材確保推進協議会」において、関係者である委員の意見を聴きながら、中学生とその親を対象とした福祉の仕事のイメージアップを図るパンフレットの作成や元気な高齢者を介護分野で活用する取組の調査等を行っております。

来年度は、上記協議会で作成するパンフレットを活用し、中学校での福祉の仕事のイメージアップと将来の職業選択につながるようなセミナーについて、中学校と連携を図りながら開催したいと考えております。

また、全戸配布の県広報紙「あきたびじょん」に特集ページを設け、福祉の仕事の良さをアピールするとともに、先述の認証評価制度等の取組を通じて、事業所側が勤務環境改善に取り組んでいる状況も広く周知するなど、福祉分野に対する就業意識を喚起したいと考えております。